

石見銀山歴史文献調査報告書19

佐毘売山神社元神主橋本家文書

令和6年(2024)3月

島根県教育委員会

石見銀山歴史文献調査報告書19

佐毘売山神社元神主橋本家文書

序 文

島根県のほぼ中央部、大田市に位置する石見銀山は、十六世紀から十七世紀にかけて日本史上まれな銀生産の隆盛をもたらした、日本を代表する鉱山遺跡です。こうして石見銀山などで生産された大量の銀は、ヨーロッパの人々を東アジア貿易へと誘引し、世界的に重要な経済・文化交流を生み出したことが、島根県と大田市による総合調査で明らかとなってきました。

このような成果をもとに、平成十九年七月の世界遺産委員会ではその顕著な普遍的価値が認められ、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の名称で世界遺産一覧表への記載が決議されました。また、平成二十二年八月には、より充実した保護を可能とする資産範囲の拡大が実現しています。

本書には、銀山の守り神とされる佐毘売山神社の元神主家の一つである橋本家に伝えられた古文書の目録のほか、大久保長安に関する同家古文書などの解説文を掲載しました。解説した古文書は、大久保長安をはじめ江戸時代初めの石見銀山に関わった人々の信仰や動向を知る上で重要なものです。数多くの皆様に本書をご利用いただき、石見銀山遺跡のより一層の理解と保護に役立てていただくことを願っております。

おわりに、本書の作成にあたり、調査にご協力いただきました文献調査員、ならびにご協力いただきました関係各位の皆様にご厚くお礼申し上げます。

令和六年三月

島根県教育委員会

教育長 野 津 建 二

例 言

一、島根県教育委員会では、平成八年度より石見銀山遺跡の総合調査の一環として文献調査を実施している。本書は、世界遺産総合調査研究事業の一環として実施した文献調査の報告書である。

一、調査は次の組織で実施した。

(一) 石見銀山遺跡学術戦略会議(令和六年三月三十一日現在)

- 委員 栗野 隆(東京農業大学地域環境科学部教授)
- 委員 会下 和宏(島根大学総合博物館教授)
- 委員 岡 美穂子(東京大学史料編纂所准教授)
- 委員 黒田 乃生(筑波大学芸術系教授)
- 委員 下田 一太(筑波大学芸術系准教授)
- 委員 下間久美子(國學院大學観光まちづくり学部教授)
- 委員 仲野 義文(石見銀山資料館館長)
- 委員 福本 理恵(株式会社SPACE CEO・東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員)

(二) 事務局

島根県教育委員会

- 村上加おる(文化財課長)
- 新田 晃久(世界遺産室長)
- 岩橋 孝典(同室課長補佐・調査研究係係長事務取扱)
- 倉恒 康一(同室専門研究員)
- 担当 清水佳那子(同室会計年度任用職員)
- 齋藤 一(同室会計年度任用職員)

(三) 文献調査指導者

- 小林 准士(島根大学教授)
- 原田洋一郎(東京都立産業技術高等専門学校教授)
- 仲野 義文(石見銀山資料館館長)
- 鳥谷 智文(松江工業高等専門学校教授)

一、本書の編集に際して左記の個人・機関に多大なご高配を賜った。記して謝意を表する(五十音順・敬称略)。

〈個人〉熊谷健、真田育枝

〈機関〉石見銀山資料館、大田市石見銀山課、佐毘売山神社、島根県立図書館

一、本書の編集に際して撮影した写真類は、島根県教育委員会において保管している。

一、本書掲載の目録作成(第1部)及び史料の翻刻(第2部)は、事務局の倉恒康一・清水佳那子・齋藤一が担当し、解題(第3部)は倉恒が執筆した。

一、本文調査の成果を活用した企画展を石見銀山世界遺産センター(大田市大森町)で大田市石見銀山課とともに左記のとおり開催した。

〈夏季〉

名称…鉾山の守り神・佐毘売山神社の大遷宮・

会期…令和五年六月二十八日～八月二十八日

〈秋季〉

名称…大久保長安と石見銀山

会期…令和五年九月二十七日～十一月二十七日

目次

序文	(1)
例言	(2)
目次	(3)
第1部	
橋本家文書目録	
凡例	(7)
本文	(8)
第2部	
佐毘売山神社関係大久保長安文書の紹介	
凡例	(17)
本文	(18)
第3部	
橋本家文書	
解説	
倉恒 康一	
解説	(35)

第1部

橋本家文書目録

凡例

一、第1部には佐毘売山神社の元神主家である橋本家の家伝文書（現在は大田市教育委員会所蔵）の目録を収録した。

一、目録記載項目については、以下のとおりである。

(一) 文書の群番号・史料番号

本目録での番号は仮に付与したものにすぎず、分類区分に基づく番号ではない。また、適宜枝番号も挿入している。

(二) 表題および文書名

文書に表題記載のあるものはそのまま記述した。表題のないものは、内容から判断できるもののみ適宜文書名を「」内へ記入し付している。また、文書内容を補足する場合は（）内へ記入した。写・控は文書名に含めた。

(三) 年月日

各文書に年代が記載されている場合はそのまま採用し、推定年代等は（）内へ記入している。年月日表記にはアラビア数字を用い、年号に続く干支はそのまま記入している。年号などが分からない場合は「年未詳」・「年月日未詳」とした。

(四) 作成者および宛先

記載にあたり、敬称や印・花押は原則として省略した。ただし、省略が望ましくないと判断した場合は例外的に記載している。

(五) 形態

一紙文書は原則「状」と表し、形状が推定できたものは「折紙」・「切紙」などと表記した。帳面（和装本を含む）は形態やサイズに応じて「縦帳」・「横帳」・「横半帳」・「横小帳」などと記載した。なお、近代以降の洋装本やノートなどは「冊子」、折り畳む形態の

ものは「折本」と表した。一紙文書を簡易にまとめたものは「仮綴」とし、その外れた状態などは適宜付記している。絵図・図面類は「鋪」とした。野紙を用いたものは形態表記に「野紙」と記した。そのほか、形態に応じて「専用紙」・「封筒」・「葉書」・「短冊」・「軸」・「袋」・「包紙」・「断簡」などの表記も適宜用いた。

(六) 点数

文書の数量を記入している。

(七) 備考

以上の(一)から(六)の各項目以外で、文書にかかる情報を記述した。なお、袋・包紙の上書は(袋上書)・(包紙上書)と冒頭に付し、続けて内容を記入しているが、備考欄に含めた。

一、目録記載項目の表記に関しては、以下のとおりである。

(一) 目録中の項目記載にかかる史料の翻刻にあたっては、原則として新字体の利用で統一した。ただし、人名・地名については旧字体のままとした場合がある。

(二) 適宜並列点(・)を加えた。

(三) 異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・方・并はそのままとした。

(四) 助詞等に用いられる、者・与・江・而・茂はそのままとした。

(五) くりかえし記号は、漢字は「々」、平仮名は「々々」、片仮名は「々々」を用いた。

(六) 文字が判読できない箇所は一文字につき□で表した。

橋本家文書

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
1	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	慶長12年10月24日	神祇管領長上卜部朝臣	佐野対馬守	状	1	佐野対馬守は出雲国楯縫郡多久郷久木村天神の祠官。
2	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	寛永18年3月22日	神道管領長上卜部朝臣兼里	市伊子守久重	状	1	市伊子守久重は石見国邇摩郡山神の祠官。
3	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	寛永18年3月22日	神道管領長上卜部朝臣兼里	佐野河内守重家	状	1	佐野河内守重家は石見国邇摩郡大森大明神の祠官。
4	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	延宝8年閏8月3日	神祇管領長上侍従卜部朝臣兼連	橋本筑後守重宣	状	1	橋本筑後守重宣は石見国邇摩郡銀山山神の祠官。
5	[神道裁許状](四組木綿手纏萌黄色四組掛及持笏の許可につき)	延宝8年閏8月3日	神祇管領卜部兼連	橋本氏重宣	状	1	
6	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	元禄16年8月25日	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣兼敬	橋本主膳藤原永重	状	1	橋本永重は石見国邇摩郡銀山山神の祠官。
7	[神道裁許状](布斎服の許可につき)	享保5年4月21日	神祇管領長上卜部朝臣兼敬	橋本伊予守藤原永重	状	1	封紙あり。
8	[神道裁許状](袍冠の許可につき)	享保5年12月16日	神祇管領長上従二位卜部朝臣	藤原永重	状	1	封紙あり。
9	[神道裁許状](風折烏帽子・紗狩衣着用許可につき)	寛保3年11月3日	神祇管領長上正三位行神祇権大副兼侍従卜部朝臣兼雄	橋本伊予守藤原寧重	状	1	橋本寧重は石見国邇摩郡銀山山神の祠官。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
10	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	宝暦3年11月15日	神祇管領長上従二位神祇権大副卜部朝臣兼雄	橋本伊予守藤原貞重	状	1	橋本貞重は石見国邇摩郡銀山山神の祠官。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
11	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	天明2年9月4日	神祇管領長上正二位卜部朝臣良延	橋本伊予正藤原重誠	状	1	橋本重誠は石見国邇摩郡銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
12	[神道裁許状](衣冠の許可につき)	天明6年7月6日	神祇管領長上正二位卜部朝臣	藤原貞重	状	1	藤原貞重は石見国邇摩郡銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
13	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	文化2年11月23日	神祇管領長上従二位卜部朝臣良連	橋本右京藤原重行	状	1	橋本重行は石見国邇摩郡銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
14	[神道裁許状](衣冠の許可につき)	天保3年5月21日	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣	藤原重行	状	1	封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
15	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	天保14年3月16日	神祇管領長上侍従卜部朝臣良芳	橋本衛守藤原保重	状	1	橋本保重は石見国邇摩郡銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。
16	[神道裁許状](衣冠の許可につき)	天保14年3月16日	神祇管領長上侍従卜部朝臣	藤原保重	状	1	
17	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	嘉永4年11月28日	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良芳	橋本造酒藤原重友	状	1	橋本重友は石見国邇摩郡銀山山神の神主。
18	遺書	享和2年冬霜月	橋本治部		状	1	封紙あり。
19	橋本ぬしに献寸遺書	(年月日未詳)(享和2年頃か)	耆子		状	1	18号文書と関係あるか。
20	[雀の彩色画]	(年月日未詳)	神楽岡大角春岳		鋪	1	
21	欠番						
22	[和歌短冊]	大正2年11月			短冊	1	裏にニム印「大正二年大文堂「遠江浜名豊西兼庵松嶋十湖」。
23	[短冊](未使用)	(年月日未詳)			短冊	1	裏に貼紙「冬雪中南天帝展入選 早田裕徳画(伯肉筆)」
24-1	[和歌短冊](みしるし・・・)	(年月日未詳)	寿		短冊	1	題詠は菊盛久
24-2	[和歌短冊](しこ草も・・・)	(年月日未詳)			短冊	1	
24-3	[俳句短冊](あかあかと・・・)	(年月日未詳)	雨		短冊	1	
24-4	[俳句短冊](竹馬や・・・)	(年月日未詳)	琴雅		短冊	1	
24-5	[和歌短冊](みし原の・・・)	(年月日未詳)	有郷		短冊	1	題詠は紀元節
24-6	[辞世句](おもひやれ・・・)	(年月日未詳)			短冊	1	
24-7	[和歌短冊](磨かねは・・・)	(年月日未詳)	将彦		短冊	1	題詠は研

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
24-8	[和歌短冊][学ひ子も・・・]	(年月日未詳)	七十二翁有郷		短冊	1	題詠は新年祝言
25-1	[和歌短冊][何事も・・・]	(年月日未詳)	骨皮道人		短冊	1	題詠は雪
25-2	[和歌短冊][文事の・・・]	(年月日未詳)	耆		短冊	1	題詠は人書忍昔
25-3	[和歌短冊][風ふかぬ・・・]	(年月日未詳)	耆子		短冊	1	題詠は秋祝
25-4	[和歌短冊][くみかわす・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	題詠は草間君の結婚を祝して
25-5	[和歌短冊][沈む身も・・・]	(年月日未詳)	骨皮道人		短冊	1	題詠は向上
25-6	[和歌短冊][都なる・・・]	(年月日未詳)	骨皮道人		短冊	1	題詠は初雪
26-1	[和歌短冊][咲花を・・・]	(年月日未詳)	重清		短冊	1	題詠は帰雁、裏にも和歌あり
26-2	[和歌短冊][子宝と・・・]	(年月日未詳)	秀岡		短冊	1	
26-3	[和歌短冊][おめでたし・・・]	(年月日未詳)	李村七十五翁		短冊	1	題詠は祝詞
26-4	[和歌短冊][十二橋・・・]	(年月日未詳)	秀岡		短冊	1	
26-5	[和歌短冊][九重の・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	題詠は寄竹祝
26-6	[和歌短冊][四方屋方に・・・]	(年月日未詳)	たき子		短冊	1	題詠は冬祝
27-1	[和歌短冊][よろこひの・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	
27-2	[和歌短冊][八朔の・・・]	(年月日未詳)	琴雅		短冊	1	
27-3	[和歌短冊][夕顔に・・・]	(年月日未詳)	子公		短冊	1	
27-4	[和歌短冊][しほみたる・・・]	(年月日未詳)	将彦翁		短冊	1	題詠は五十日祭
27-5	[明治天皇和歌短冊][をのかみを・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	
27-6	[和歌短冊][真さかきに・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	題詠は鏡
27-7	[和歌短冊][五十ちよに・・・]	(年月日未詳)	八十翁和人		短冊	1	
27-8	[和歌短冊][なつ木立・・・]	(年月日未詳)			短冊	1	題詠は夏木立
28	[いち職売券]	慶長7寅年9月10日		おはないち	状	1	下部欠損し作成者名判読不能。42号・49号文書と関係。
29	[検地帳写]	(年月日未詳)			折紙	1	前欠

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
30	[佐世元嘉書状写] (当山繁栄の祈禱の件)	(年未詳) 7月18日	佐石元嘉		折紙	1	佐毘売山神社文書7号の写し。翻刻文は『中世大田・石見銀山関係史料集』1166号参照。
31	請取申山神祭御入用米之事	(年月日未詳)			折紙	1	
32	覚 (当亥年上納分につき)	亥12月	三久須 三右衛門	銀山 御山神	状	1	
33	[書状案] (虫送り祭礼に関して社社間で相論)	(年未詳) 7月	天野・はしもと・ほん城	鈴鹿織部丞	折紙	1	本文中に墨で訂正された箇所あり。
34	以書付御届申上候事 (天野権極の死去に伴う神職相統願控)	天明2寅年4月17日	相統人検校弟天野右衛門・後見浜原村神主牛尾大和・銀山神主本城采女・同橋本伊予	銀山方御役所	状	1	(端裏書)「天野右衛門後職相統願書控」
35	[書状写] (高野寺の儀につき瀧崎長門殿を大森へ差し遣わした件等)	(年未詳) 2月15日	長尾因幡	橋本伊予守	折紙	1	反故紙裏を利用。
36	[書状] (同役天野氏子息の裁許状取得成功の件)	(年未詳) 10月7日	鈴鹿織部相	橋本伊予・本城采女	折紙	1	
37	[佐世元嘉寄進状写] (神前湯立神楽料の寄進につき)	(年未詳) 9月18日	佐石	銀山々神外記大夫	折紙	1	佐毘売山神社文書9号の写し。翻刻文は『中世大田・石見銀山関係史料集』831号参照。
38	[書状] (明8月、子息造酒入来の節用立てた書籍について)	(年未詳) 5月5日	金田隼太記聽	橋本治部	折紙	1	
39	[田畑境界定書] (三久須万蔵方にて扱入立会のもとで決定)	安永6年酉12月7日	権六		状	1	
40	[鈴鹿織部書状] (天野検校からの申請の内容承認につき)	(年未詳) 3月20日	鈴鹿織部相	橋本伊予・本城伊織	折紙	1	宛所のうち橋本伊予の「伊予」部分に修正痕あり。
41	就御尋申上候覚 (当山水鋪につき普請遅滞の件、横番の件につき)	卯正月	伊達郡半田銀山山先 柏原六郎兵衛	石見国 松原傳内・同 長見吉郎右衛門	状	1	
42	[吉岡隼人他2名連署書状写] (やま神いち職をおはなへ売り渡しにつき)	(慶長7年カ) 9月11日	吉隼人正吉・今井宗玄・ 岡田宗喜	八四郎右衛門	状	1	袖の下部が欠損。28号・49号文書と関係。
43	[佐比売山神社年譜控] (慶長年間以降の社殿修理記録や祭礼式日など)	宝永7年庚寅5月16日	山神祠官天野検校・市 伊予・本城采女		状	1	袖が損傷している。
44	[鈴鹿左近書状] (銀山山神の神主天野検校等の願い承認につき)	(年未詳) 閏8月4日	鈴鹿左近	大角外記	折紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
45	乍恐御願申上候事 (山神御縁起願等のため上京希望につき)	享保5年子3月9日	天野 檢校・橋本主膳・本城采女	御奉行所	状	1	本文中の複数箇所に墨で添削あり。
46	[松岡右近書状](因幡守従五位下が神主天野に許されたことにつき)	(年未詳) 12月25日	松岡右近範	橋本治部・本城幸口	折紙	1	
47	[檢地帳写断簡]	(年月日未詳)			状	1	
48	十八神道加行次第	(年月日未詳)			折紙	1	摺物
49	[大久保長安書状](山神いちめんを吉岡準人の扱いで銀子2枚で買い取りにつき)	慶長7年9月日	大久保十兵衛長安	おはな	折紙	1	28号・42号文書と関係。
50	[神道裁許状](特券・浅沓の許可につき)	元禄16年8月25日	神祇管領卜部朝臣	藤原永重	折紙	1	
51	[神道裁許状](赤色千早の許可につき)	元禄16年8月25日	神祇管領卜部朝臣	藤原永重	折紙	1	
52	[神道裁許状](四組木綿手纏萌黄色四組掛の許可につき)	元禄16年8月25日	神祇管領卜部朝臣	藤原永重	折紙	1	
53	[神道裁許状](紗狩衣の許可につき)	宝暦4年9月3日	神祇管領	藤原貞重	折紙	1	貼紙「十一代伊予貞重」(現代のもの)
54	[神道裁許状](赤色千早の許可につき)	明和3年10月3日	神祇管領	藤原貞重	折紙	1	裏に朱字「橋本家」
55	[花押図案](橋本伊予の花押図案)	安永4丁未年春3月吉辰	庵原大学源政永	橋本伊予	折紙	1	橋本伊予は寛保元年生まれとあり。
56	[神道裁許状](銀山山神の祠官藤原貞重が以後神主たるべし)	天明2年9月4日	神祇管領	藤原貞重	折紙	1	貼紙「天明二年九月四日神主伊予正重誠」
57	六根清浄□□ (大祓カ)	文化2年11月23日	神祇管領	藤原重行	折紙	1	貼紙「文化二十一年廿三日神主右京重行 天保三五月廿一日法令」 日付の左に鉛筆で書き込み「文化二年十一月二十三日」あり。料紙の袖と奥が損傷している。
58	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	天保3辰年5月	神祇管領長上家公文所	石見国彦摩郡銀山山神神主橋本衛守藤原保重	折紙	1	
59	[神道裁許状](把笏・浅沓等許可につき)	天保9年8月16日	神祇管領	藤原経徳	折紙	1	
60	[改名許可状](衛守から治部へ改名許可につき)	卯3月 (天保14年カ)	鈴鹿出羽守長生・鈴鹿筑前守速口・鈴鹿豊後守長府	橋本治部	折紙	1	裏に貼紙「天保十四年三月十六日 衛守保重 同日初重(カ) 法令改名治部」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
61	[神道裁許状][細烏帽子許可(こつき)]	丑11月	鈴鹿兵部通益	橋本右京	折紙	1	宛所右に鉛筆の書き込み「丑十一月」あり。
62	[神道裁許状][細烏帽子許可(こつき)]	酉4月	鈴鹿河内守	長尾土佐	折紙	1	裏に鉛筆の書き込み「酉四月」あり。
63	銀山記 全	(寛政2年以降)			縦帳	1	表紙に「泉史編纂掛の付箋」「原簿七七一号長尾和人蔵」、裏表紙に墨書「此主 馬路松浦氏」。本文中に付箋複数貼り付け。歴代代官が列記されているが、義笠之助(天明7年～寛政2年)で終わっている。
64	山神御本社拜殿御普請	元禄13年辰5月	大工村松佐次右衛門	天野檢校・橋本市之丞・本城伊織	縦帳	1	拜殿の梁等に用いた部材の寸法等を記す。
65	石州銀山御掛石高覚帳(写)(石見銀山領各村の石高を列記。)	弘化3丙午8月上旬(筆写年)	正直		縦帳	1	原本作成は文政13庚寅5月上旬という(興書)。表紙に「石州銀山御料石見国那賀郡畑田村」とあり。
66	三郷根本記(都治・波積・河上三か村の中世の歴史)	明治15年4月4日	都治本郷戸長打狹四一		縦帳	1	表紙に「迺摩郡大家村長尾用」とあり。また表紙に「泉史編纂掛付箋」「史籍記録原簿第一〇七一号 長尾和人」貼り付け。
67	毛利、尼子の大森銀山争奪戦	昭和34年6月9日			罫紙(仮綴)	1	人物往来社発行の『人物往来』(昭和34年6月号)を転写したものの。
68	会計簿	征露2年4月(明治38年)	郡立農学校生徒橋本重禎		横半帳	1	明治38年4月から同年9月にかけての小使い帳。
69	害虫	明治38年4月	郡立農学校生徒橋本重禎		横半帳	1	農業害虫の解説書を筆写したノートカ。虫の挿絵あり。
70	綴方草稿帳	明治35年4月	第三学年生橋本重禎		縦帳	1	朱字での添削箇所が複数あり。
71	綴方清書帳	明治35年4月	第三学年生橋本重禎		縦帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	数量	備考
72	(欠番)						
73	小学 新理科 巻二				縦帳	1	教科書の写しカ。
74	詔書	昭和16年12月8日			印刷物	1	太平洋戦争の開戦詔書
75	[佐毘売山神社氏子札]	明治5壬申年正月晦日	旧神宮本城光基・橋本重守・天野直正		木札	1	还摩郡银山町雅一郎伯母ていの氏子札

第2部

佐毘売山神社関係

大久保長安文書の紹介

凡例

一、第2部には、次に掲げる文書群の中から、初代石見銀山奉行大久保長安及び彼と親しい関係にあったと推定される女性「おはな」に関する古文書の写真と当該古文書の翻刻文を掲載した。

①佐毘売山神社文書（石見銀山資料館寄託・史料番号は『石見銀山歴史文獻調査報告書VI 石見銀山関連史料目録I』島根県教育委員会、二〇一一年所収の佐毘売山神社文書目録の番号である。）

②熊谷家文書（個人蔵・大田市教育委員会寄託）

③橋本家文書（大田市教育委員会所蔵・史料番号は本書第1部所収の橋本家文書目録の番号である。）

④『宝物古器物古文書目録迹摩郡上』（島根県立図書館所蔵「寺社史料32」）

一、右記に加えて関連史料を既刊の史料集等から引用し、「参考史料」として掲げた。出典表記は以下のとおり略記した。

①『近世初期史料集』…石見銀山歴史文獻調査団編『石見銀山歴史文獻調査報告書II 近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、二〇〇六年

②『佐渡風土記』…永井次芳著・萩野由之校閲『佐渡風土記』臨川書店、一九七四年

③『佐渡相川志』…田中圭一編『佐渡相川志』新潟県立佐渡高等学校同窓会、一九五八年

④『佐渡国略記 上巻』…『佐渡国略記 上巻』新潟県立佐渡高等学校同窓会、一九八六年

⑤『石造物報告書3』…島根県教育委員会・大田市教育委員会編『石見銀山遺跡石造物調査報告書3 石見銀山安養寺・大安寺跡・大龍寺

跡・奉行代官墓所外』島根県教育委員会、二〇〇三年

一、底本の体裁を原則としたが、史料の意味を変えない範囲で形式の統一をはかった。

一、字体は原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原文のまま表記した。

一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣（ひかえ）・方（より）・メ（して）・井（ならびに）については、原文のまま表記した。

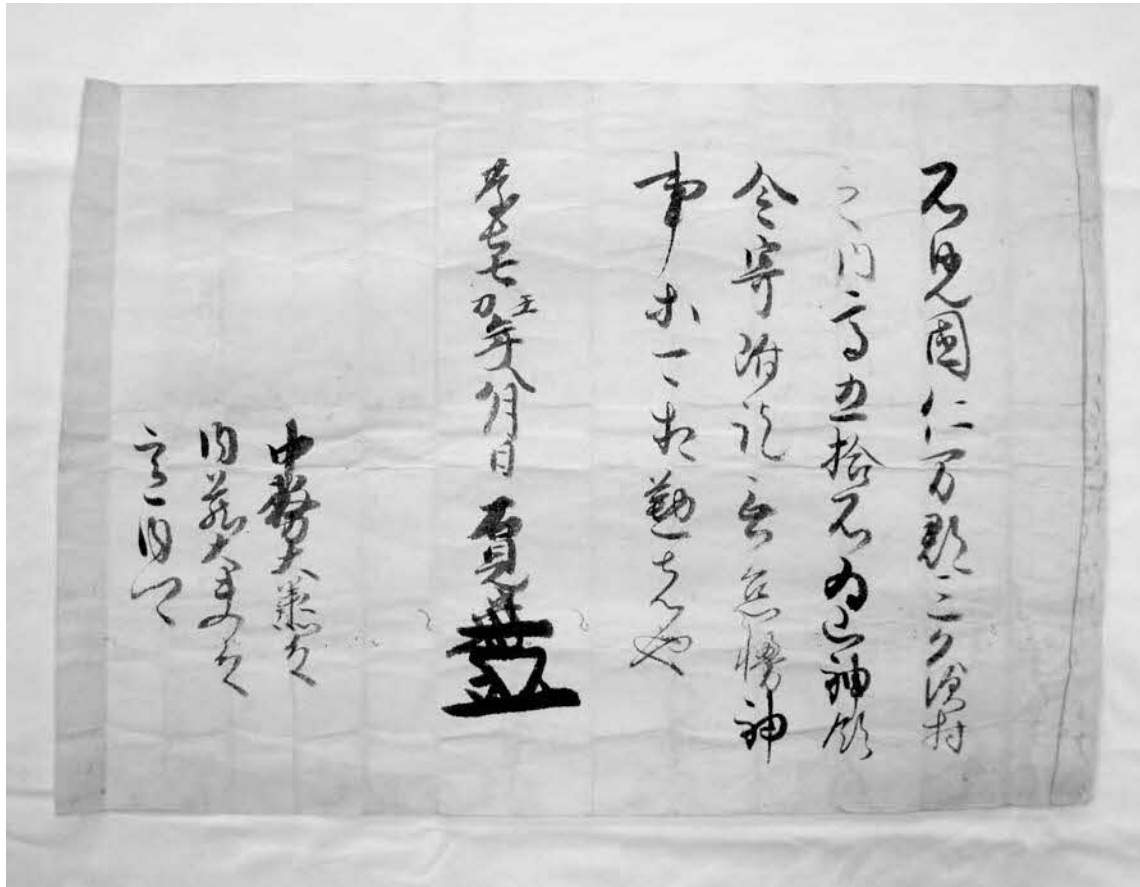
一、変体仮名は、現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる江（え）・而（て）・与（と）・ニ（に）・者（は）・茂（も）については、原文のまま表記して小活字で示した。

一、虫喰・破損で判読できなかった文字は、□□・「」（文字数不明）などでその状態を示し、推定可能な場合には（カ）を付した。

一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「々」、片仮名は「ヽ」を用いた。

一、誤字・脱字・衍字については、原文のまま表記し、（○○カ）（○脱カ）（衍）などと注記した。また、文意が通じないものには、その字句の横に（ママ）と入れ、誤記が明らか場合は正しい文字を（ ）内に注記した。

一、判読できなかった崩し字については、「*」で示した。



1 大久保長安書状 (佐毘売山神社文書17号)

石見国仁万郡三久須村
之内高五拾石為山神領
令寄附訖、無怠慢神
事等可相勤者也、

慶長七寅年八月日 石見守 (花押)

中務大夫殿
内藏大夫殿
宮内卿



2 大久保長安書状 (佐昆売山神社文書18号)

石見国仁万郡

三久須村之内高五拾石

為山神領令寄附訖、

神事等無怠慢可相

勤者也、

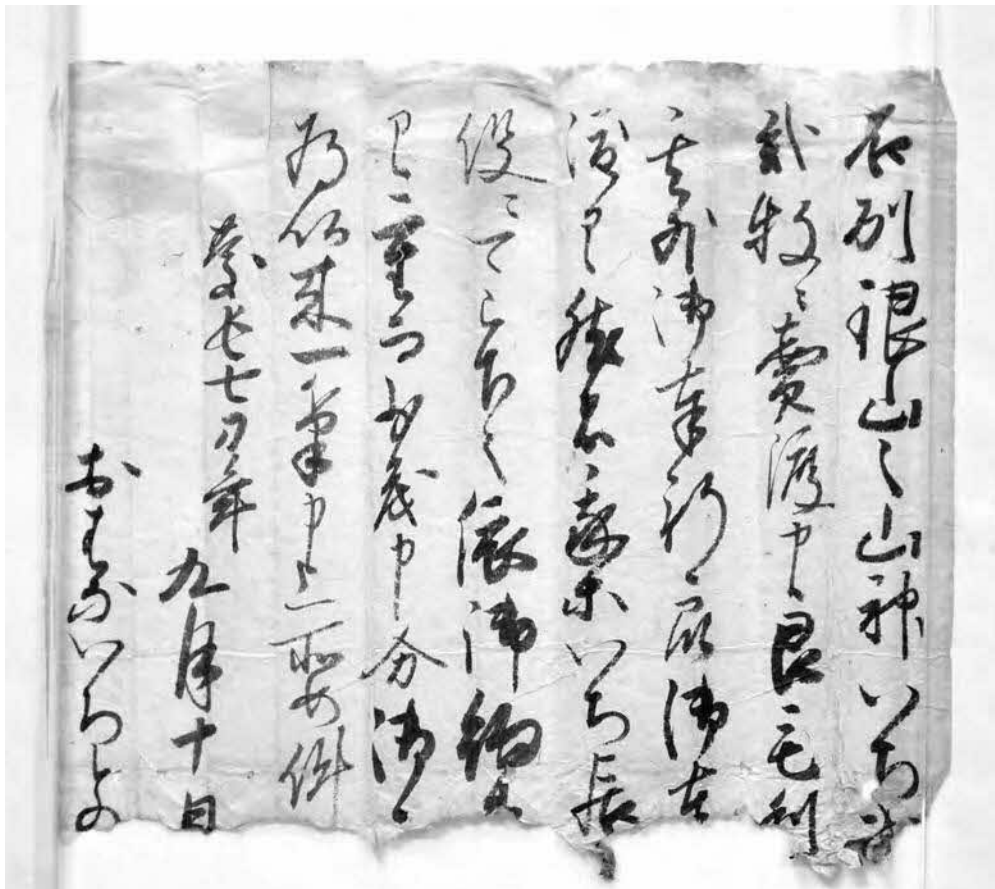
慶長七寅年八月日 石見守 (花押)

中務大夫殿

内蔵大夫殿

宮内卿

(注) 佐昆売山神社文書19号も同文だが、19号には宛所のうち宮内を指して橋本重守先祖と記す付箋あり。



3 いち職売券 (橋本家文書28号)
 石州銀山之山神いち「
 式枚ニ売渡申候、即毛利「
 其外御奉行衆御「
 渡申候、然者我等いち居「
 役ニ可被下之、依御約「
 申候、重而少茂申分御「
 為以来一筆申上所如件、
 慶長七寅年九月十日 「
 おはないちとの 「

尚々此者銀子
 進仕候、慥御請取
 可被下候、乍惶御返
 奉待候、以上、
 山神いち徹おはなへ
 売渡被申、然者
 子三枚一昨日吉隼へ御
 渡被成候、則右之銀子
 渡申候処、彼いち男
 山下助十郎申様
 忝奉存候へ共、余大分
 之儀候条、式枚可
 被下之由被申、惣別
 者此銀子被下間
 敷御事候へ共、
 売買のしるしとして
 請取置申由被申候、
 殊居屋敷永代

御免許可被下之
 旨、扱も忝之通
 被申上候、則毛利殿様
 御証文三対并
 いちおさい売けん仕
 進上被申候、御披見
 可被成候、此上何分にも
 おはな任望、証文
 仕候而可進之由被申候、
 尚以面上重畳可申上候、
 恐惶謹言、
 吉隼人
 正吉判
 九月十一日
 今井
 宗玄判
 岡田
 宗喜判
 八四郎右衛門様
 進上

4 吉岡隼人他2名連署書状写 (橋本家文書42号)

尚々此者銀子「
 進仕候、慥御請取「
 可被下候、乍惶御返「
 奉待候、以上、
 山神いち徹おはなへ
 売渡被申、然者
 子三枚一昨日吉隼へ御
 渡被成候、則右之銀子
 渡申候処、彼いち男
 山下助十郎申様
 忝奉存候へ共、余大分
 之儀候条、式枚可
 被下之由被申、惣別
 者此銀子被下間
 敷御事候へ共、
 売買のしるしとして
 請取置申由被申候、
 殊居屋敷永代
 (下段に続く)

八四郎右衛門様
 進上
 宗喜判
 岡田
 宗玄判
 今井
 正吉判
 九月十一日
 吉隼人



5 大久保長安書状（折紙・橋本家文書49号）

以上

山之神いちめんの

儀、吉岡隼人・岡田宗喜

扱^三、銀子貳枚

買取候由、尤^二候、毛利殿

証文并銀山之

代官証文披見候、

たじまいち代之ことく

所務可仕候、若於

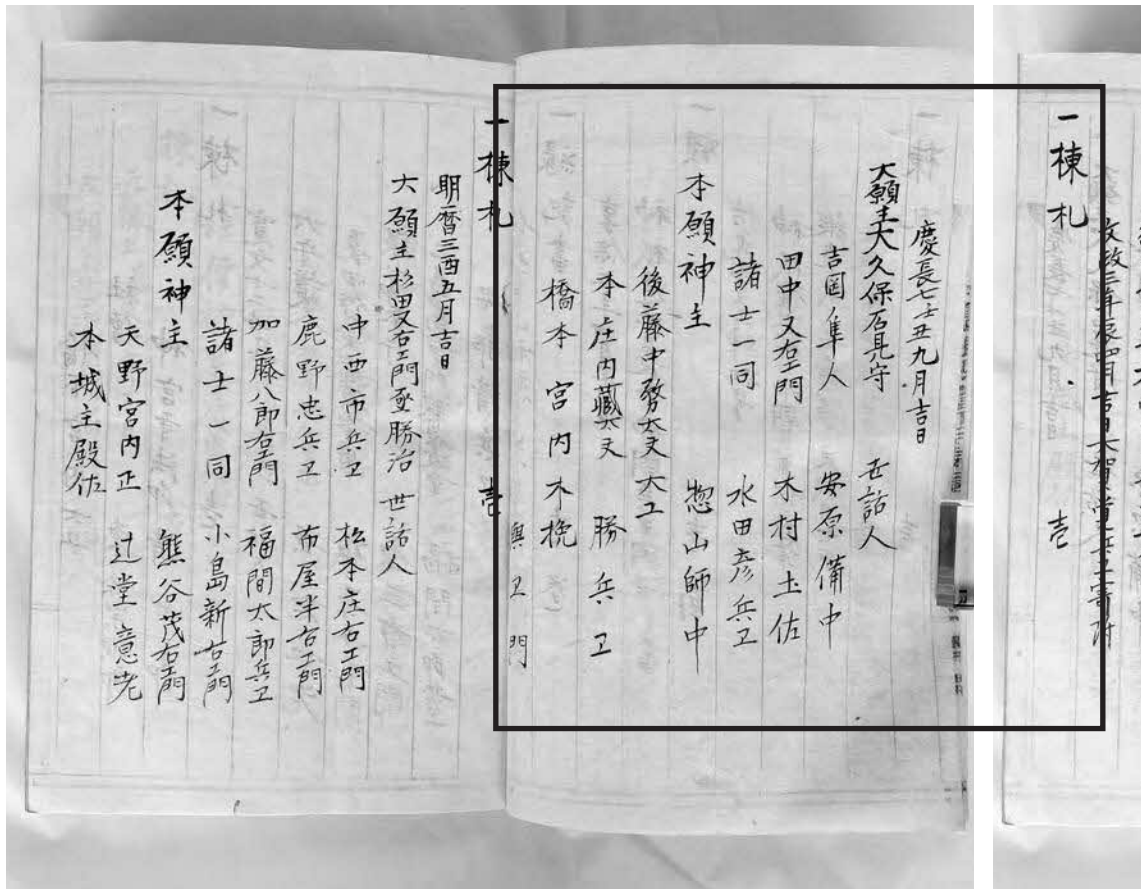
有違乱^者、可申上候者也、

仍如件、

大久保十兵衛

慶長七年九月日 長安（花押）

おはな
まいる



6 佐毘売山神社棟札写 (『宝物古器物古文書目録迹摩郡上』所収)

一、棟札 卷

慶長七^壬 丑九月吉日

大願主 大久保石見守 世話人

吉岡隼人 安原備中

田中又右門 木村土佐

諸士一同 水田彦兵卫

本願神主 惣山師中

後藤中務太夫 大工

本庄内蔵太夫^(感) 勝兵卫

橋本宮内 木挽

與工門

棟札

明曆三酉五月吉日

大願主 杉田又右門 世話人

中西市兵卫 松本庄古工門

鹿野忠兵卫 布屋半右工門

加藤八郎右門 福間太郎兵卫

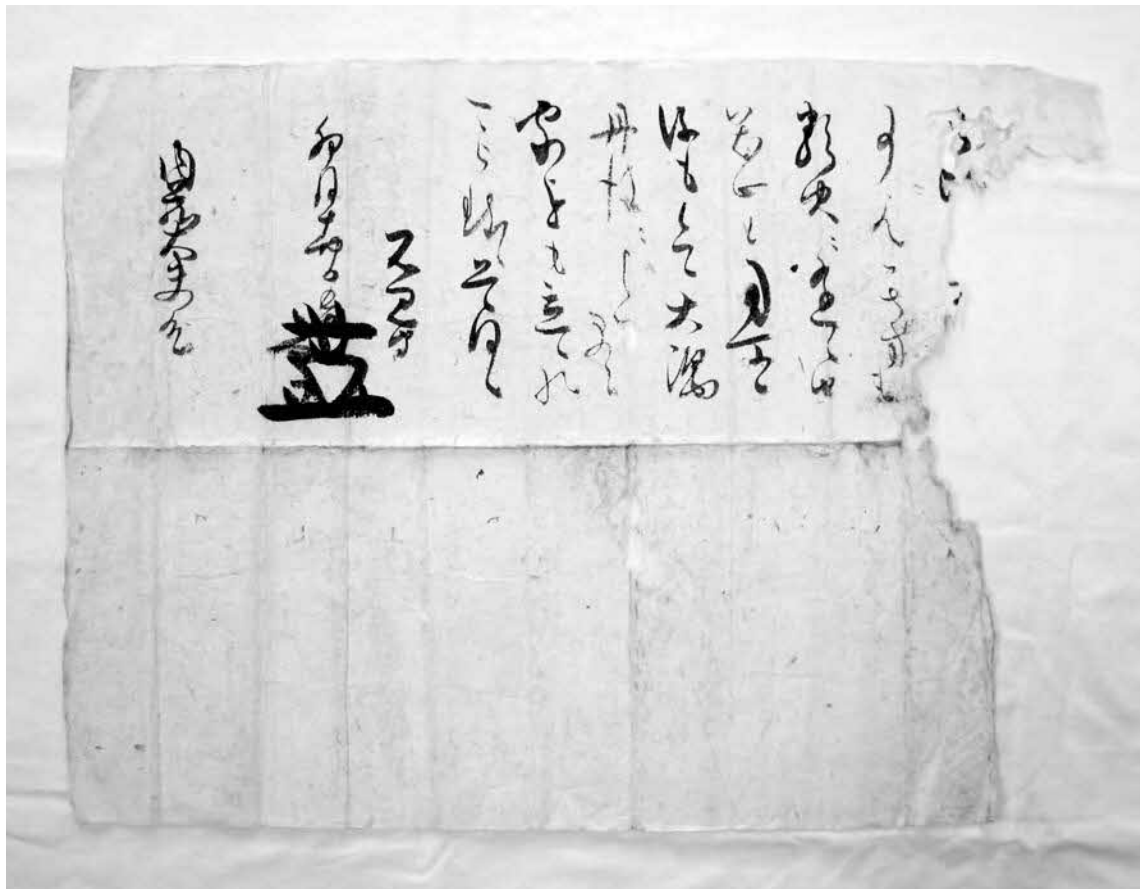
諸士一同 小島新吉門

本願神主 熊谷茂右門

天野宮内正 辻堂意光

本城主殿佐

與工門



7 大久保長安書状（折紙・佐毘売山神社文書16号）

「尚々少々に候へ共

為兵糧八木遣候、以上

去頃不慮之火」

事にて、其方も

類火^ニ逢候由

笑止候、用所之

儀も候ハ、大隅・

丹後^ニ申候ハ、早々

家をも立候様

可被致候、恐々謹言、

石見守

慶長八年カ
卯月十四日 長安（花押）

内藏大夫殿

（注1）冒頭の前欠部分（「」部分）は佐毘売山神社由緒書（佐毘売山神社文書64号）所収の本史料写から補った。なお、由緒書には本史料は本城家所有と注記がある。

（注2）佐毘売山神社由緒書によると、慶長八年春に銀山で大火があり、大横相から石銀道のがみ岩までの間、佐毘売山神社も含む三千余軒が被災したという。これが事実とすれば本史料も同年となるが、同年五月時点で「十兵衛」名義で温泉津の恵瑠寺に大久保長安は制札を出しており（石見守の使用初見は同年七月二十五日）、注意を要する。



8 大久保長安書状（折紙・佐毘売山神社文書13号）

尚々おせん所

方ふミ参候間

御届可有之候、以上、

幸便候間一書申

入候、其許何事

無之候由、満足申

我等も近日爰元

罷立上洛仕候、

石州為仕置可

参候間、其時に万

可申候、おせん無何

事達者^ニ而候、可有

御心安候、其表^ハ参候者、

同道可申候、親類衆へも

其通可被申候、委^者

以面可申候、恐々謹言、

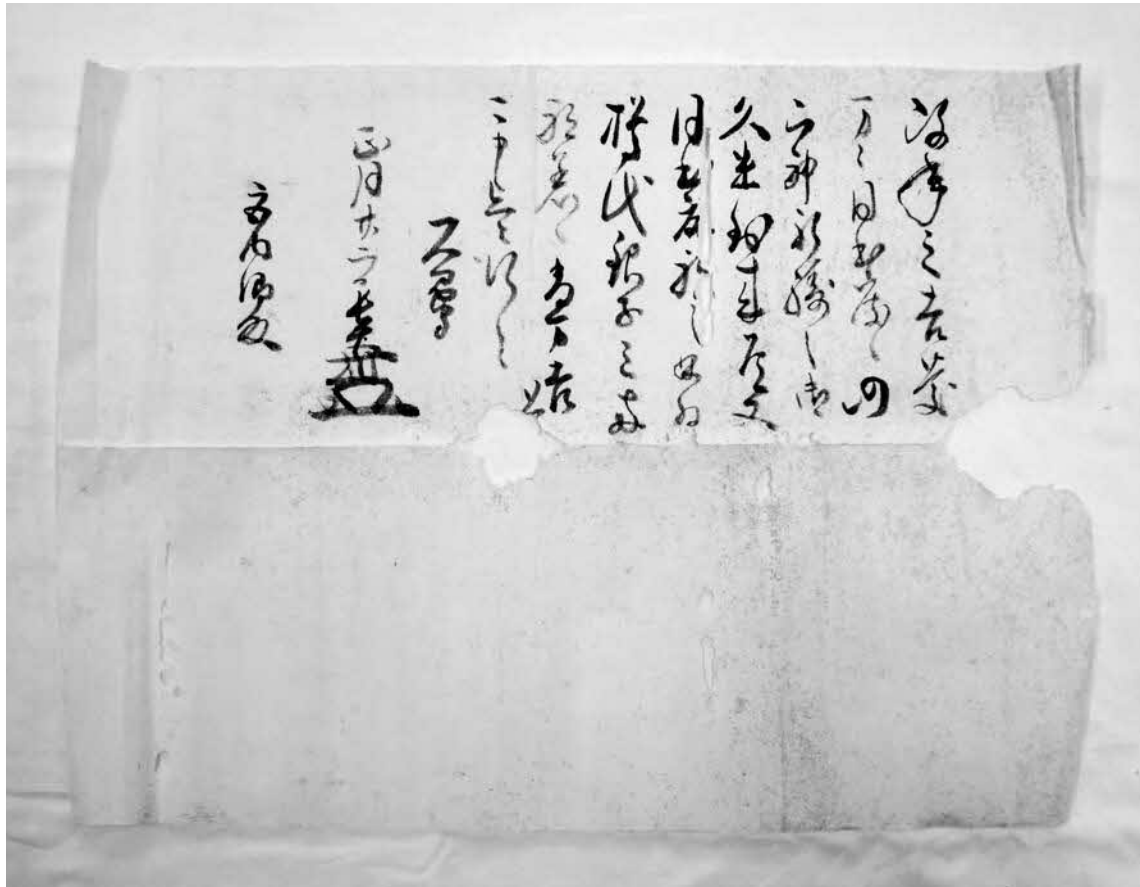
大十兵衛

正月廿日 長安（花押）

内藏大夫殿

まいる

（注）大久保長安が石見守を名乗るのは、慶長八年七月二十五日以降
なので、本史料は慶長八年以前のものカ。



9 大久保長安書状（折紙・佐毘売山神社文書15号）

改年之吉慶

万々目出度候、仍

山神祈禱之御

久米到来候、又

目出度□之酒為

樽代銀子三兩

祝着候、尚万吉上

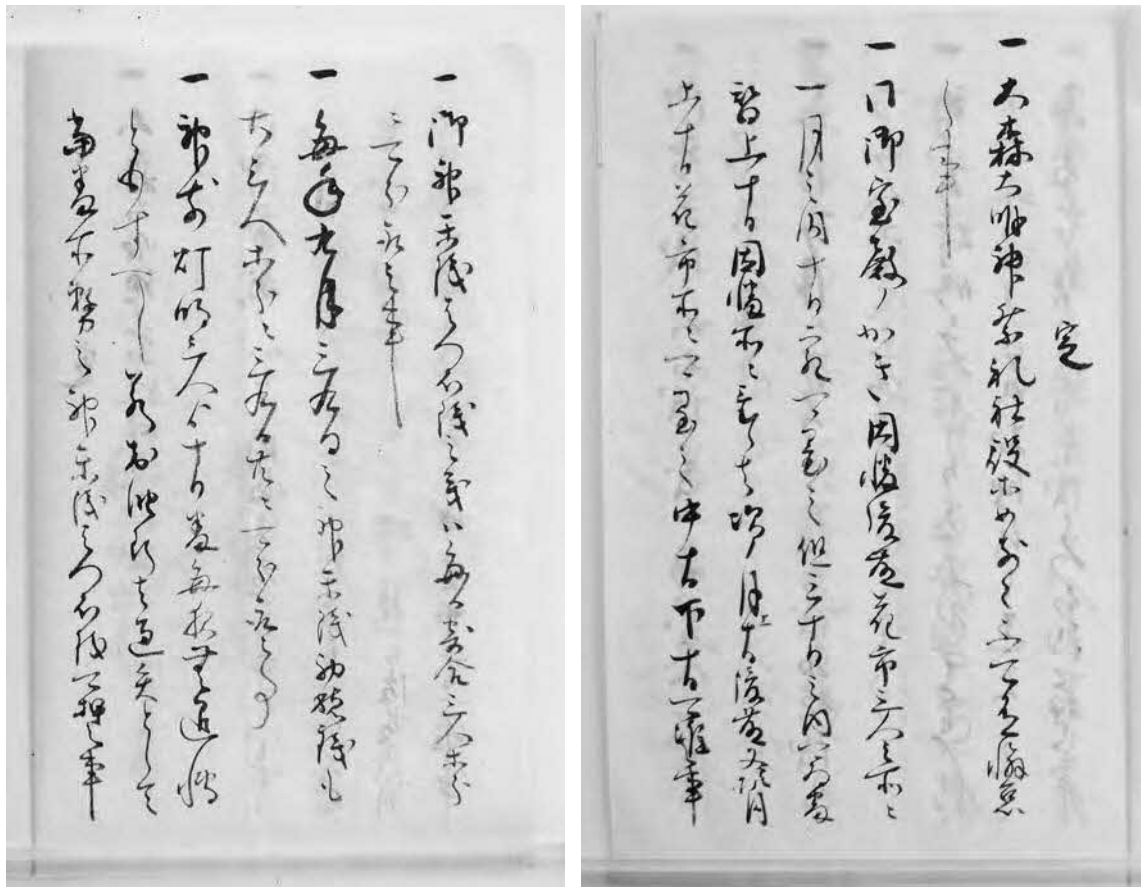
可申候、恐々謹言、

石見守

正月廿二日 長安（花押）

宮内卿殿

（注）大久保長安が石見守を名乗るのは、慶長八年七月二十五日以降なので、本史料は慶長九年以降のものカ。

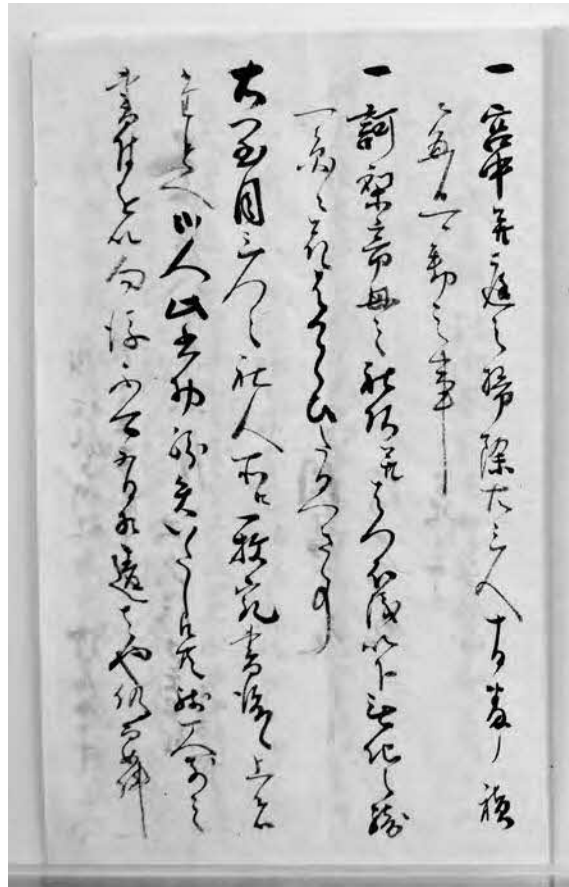
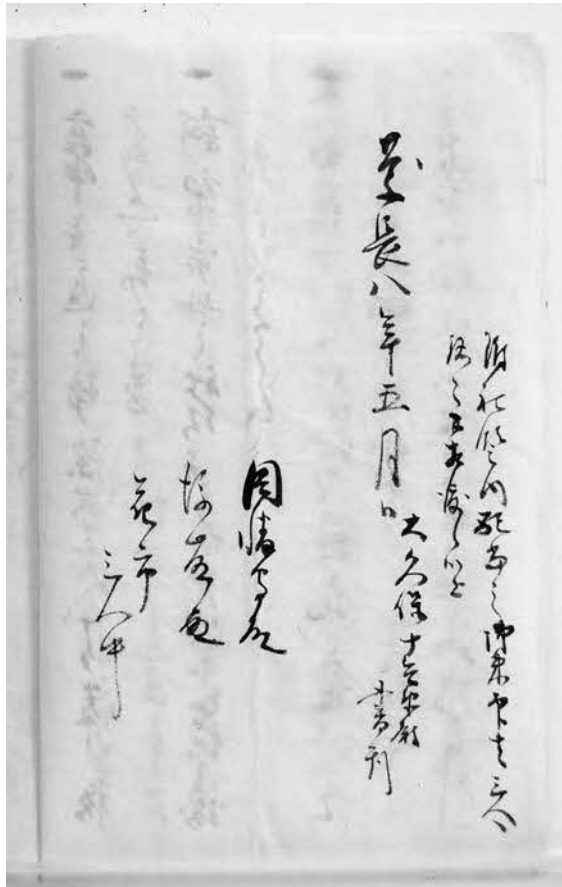


10 城上神社定書写 (熊谷家文書・群19-434)

定

- 一、大森大明神祭礼社役等如前々不可有懈怠之事
- 一、同御宝殿ノかき(難)因幡・後藤・花市三人之所ニ一月之内十日宛可置之、但三十日之内可為番替、上十日因幡所ニ置候者次ノ月上十日後藤、又次ノ月上十日花市所ニ可置之、中十日・下十日可准之事
- 一、御神樂錢・はつほ(初穂)錢之義ハ毎日寄合三人等分ニ可分取之事
- 一、毎年九月三九日之神樂錢・初穂錢も右三人等分ニ三九日共ニ可分取之事
- 一、神前灯明三人方十日番毎夜無退転ともすへし、若於油断者過失として当番所務之神樂錢・はつほ錢可押之事

(次頁に続く)



一、宮中并庭之掃除右三人十日番ノ積
 二、訶梨帝母之社頭并はつほ錢以下無他之綺
 一、花はからひたるへき事

右置目三人之社人所江一枚宛書渡候上者
 たとへ其人此書物紛失いたし候共、残一人前之
 書付を以向後不可有相違者也、仍而如件

- 一、宮中并庭之掃除右三人十日番ノ積
- 二、訶梨帝母之社頭并はつほ錢以下無他之綺
- 三、花はからひたるへき事

右置目三人之社人所江一枚宛書渡候上者
 たとへ其人此書物紛失いたし候共、残一人前之
 書付を以向後不可有相違者也、仍而如件

附社領之内配当之御朱印者三人へ

銘々相渡候、以上

慶長八年五月日 大久保十兵衛尉

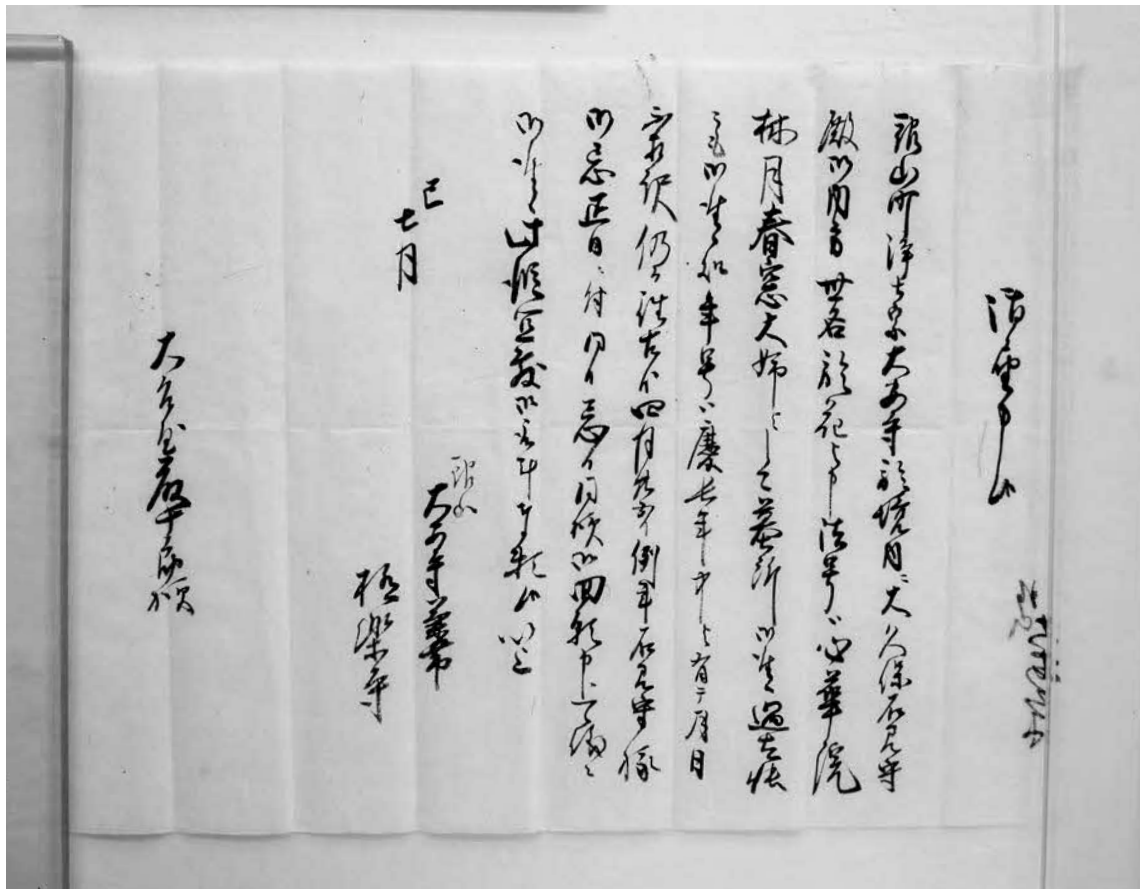
書判

因幡守殿

後藤殿

花市

三人中



11 お花回向につき願書写 (熊谷家文書・群20-282)

(端裏書)「銀山

大安寺」

御届申候

銀山町浄土宗大安寺於境内ニ大久保石見守

殿御内方、此名於花与申、法号ハ心華院

林月春窓大姉^{与して}墓所御座候、過去帳

ニも御座候処、年号ハ慶長中^{与有}テ月日

不相訳、仍^而往古方四月廿五日例年石見守様

御忌正日ニ付、同日忌日同様御回願申上候儀ニ

御座候、此段宜敷御取斗奉頼候、以上、

銀山

大安寺兼帯

巳七月

極楽寺

大久保石見守様

(参考1) 大久保長安覚(抄)(宗岡家文書6号)『近世初期史料集』より)

覚

(中略)

一、おこまそくさいに候や、花も昼夜無心元由申候事、以上、

卯月十六日 石見守(花押)

宗岡佐渡殿 まいる

(参考2) 大久保長安覚(抄)(宗岡家文書7号)『近世初期史料集』より)

覚

(中略)

一、其方うち「」所へ参候者返事可越候へ共、はなハ伊豆置候而、我等斗駿府へ参候間、其通可被申事、

(中略)

以上

卯月廿九日 石見守(花押)

宗岡佐渡殿へ

(参考3) 佐渡風土記 卷之中(抄)(『佐渡風土記』より)

一石見守殿当国へ入国之節、同勢百三拾人之内女中三拾人被召連、

其外於当国一宗徳町田中宗徳ト申者の娘おはなト云女を被召抱、

此女石州当国支配之内相果大安寺ニ葬ル、当寺に有之石ニ而圍候墓

ハ、其頃よりおはな墓と云伝へ候得共、是は石州の石碑ニ候得共、其

節可致遠慮義有之依て申誤候、おはな存生の内自分ニ而銀山を

稼候ゆへ、此古敷于今おはな間歩と云

(参考4) 相川志卷二(抄)(『佐渡相川志』より)

相川ノ始り并金銀山ノ起リ

(中略)

古間歩名目

当国金銀山ハ百八口ト言ヒ伝フ。今記ス処ハ世ニ唱へ来ル所ナリ。多クハ左右両沢ニアリ。

(中略)

筑後藤兵衛〃 清右衛門〃 おはな(間歩) 宗遊〃

(中略)

惣徳町 町長サ四十七間三尺、元禄七戌年ノ御検地ニ町屋敷一反九畝

十九歩

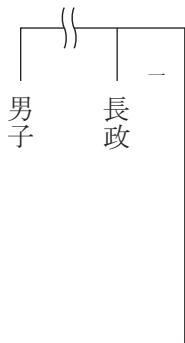
此所先年山師田中小左衛門後ニ惣徳ト言フ人ノ開發ナリ。因テ名トス。惣徳男子新十郎、妹ヲおはなト言フ。慶長年中大久保石見守ニ仕フ。父惣徳ニ銀山ヲ下サレ是ヲおはな間歩ト言フ。

(以下略)

(参考5) 佐渡古実略記五(抄)(『佐渡国略記上卷』より)

○石見守系図

長安——石見守由緒本文ニ記



於佐州ニ出生、当国地役人菅沼氏養育六歳ニシテ

三月六日卒、年号不知、浄土宗相川大安寺ニ葬、母相

川宗徳町田中小左衛門娘お花銀山ヲ稼、是ヲ世ニ

お花間歩ト云、お花万治二亥十二月六日卒右同寺

ニ葬リ法号一誉寿宝、小左右衛門後宗徳ト云、お花殿

兄新十郎ト云忌日四日年号不知、法名春月宗林、宗

徳孫平左衛門ト云、石州同勢百三十人之内女三十

人当国エ被召連

(参考8) 鳥取県
大田市 旧大安寺境内所在石造物銘(『石造物報告書3』 大安寺跡

99号)

為玉湮妙高禪尼

地 寿位

慶長十五戊庚七月日

(注) 調査カードの内容に基づき一部補正した。

(参考6) 佐渡国略記 五 (抄) (『佐渡古実略記 上巻』より)

●寛文、南沢買石清右衛門娘・壱町目たはこ屋八郎兵衛女房けさ、此
兩人共能師山ノ内丞太夫弟子ニ而各小舞ノ上手ニテ、各々大久保石州
様妻おはな様被召抱銀山ヲ壱ヶ所被下、石州様落着以後、親清右衛門
方ニ居ル、八郎兵衛女房ハ其節右京ト云遊女ニ成、寛文年中八郎兵衛
女房ニ成、其後夫婦共ニ川原田江引越、八郎兵衛法躰シテ名ヲ常清ト云、
おはな様小舞殊外上手ニ而、慶長十八丑年大久保家断絶以後多ク召抱
ノ女遊女ニ成、おはな様ノ件ハ略記二ノ卷ニ記ス

(参考7) 『銀山記』付箋 (橋本家文書63号)

奉行大久保石見守妻ハ山神宮ノ旧神職橋本重雄ノ祖助次郎娘ナリ、大
森大安寺境内ニ墓所存在ス (長尾印)

第3部

解題

橋本家文書

はじめに

本報告書では、令和二年度に個人から大田市教育委員会に寄贈された橋本家文書を取り上げた。橋本家は近世に石見銀山の守り神とされる佐毘売山神社¹の神主を務めた家の一つで、その文書群は近世初頭から近代までの七十三点（整理時のミスで生じた欠番二点は除く）で構成されている。

佐毘売山神社に関する史料としては、同社が所有する佐毘売山神社文書（石見銀山資料館寄託）の存在が知られているが²、橋本家文書はこれを補うものとして、佐毘売山神社の歴史や、中・近世の石見銀山居住者の信仰を研究する材料として今後の活用が期待される。

一 佐毘売山神社の略史

まずは、歴代の橋本家当主が奉仕した佐毘売山神社の歴史について、文献資料をもとにまとめておく。

(1) 中世の佐毘売山神社

佐毘売山神社の主祭神は金山彦命で、「山神」「銀山山神」などと呼ばれていた。永享六年（一四三四）に石見国美濃郡丸山銅山（益田市）から大内氏が仙ノ山中腹に勧請したのが始まりと伝わる³。

大永七年（一五二七）に神屋寿禎が石見銀山を発見した当時の神社の様子は不明だが、銀山発見にも関わった鉾山技術者の一人で非業の死を遂げたおべに孫右衛門の祟りを鎮めるために山神とともに祀ったと『おべに孫右衛門縁起』（銀山旧記の一種）⁴は記しており、銀山の発見当初から鉾山関係者に畏れ敬われる対象であったようだ。天文一八年（一五四九）には神宮寺（廃寺）も創建されたと伝わる⁵。

確実な文献資料から佐毘売山神社の存在が確認できる最も古い事例は、永祿二年（一五五九）六月晦日に「銀山山神の祈念」を石見川本の国人

領主小笠原長雄が康光という人物に命じた武明八幡宮（川本町）に伝わる古文書⁶である。佐毘売山神社文書に伝わる中世文書は、いずれも毛利氏が銀山を支配した時期のもので、具体的には銀山支配を担当した毛利氏家臣（平佐就之・林就長・佐世元嘉）が佐毘売山神社の神職に宛てた銀の寄進状等である。

以上のとおり、大永七年の発見当初から鉾山関係者及び鉾山支配者の信仰を佐毘売山神社は集めていたが、橋本家など近世に同社の神主を務めた三家が中世でも活動していたかは、確実な文献資料からは確認できない。

(2) 近世の佐毘売山神社

佐毘売山神社は江戸幕府から保護され、近世を通じて社殿は複数回にわたって修復されており、現在の社殿は文化十五年（一八一八）の火災後に再建されたものである。

初代石見銀山奉行大久保長安は、慶長七年（一六〇二）八月に三久須村のうち五十石を社領として佐毘売山神社に寄進している（本報告書第2部1号・2号）。なお、当該史料の差出人名義は「石見守」となっており、大久保長安が石見守を名乗った初見事例の時期より一年早く⁷、検討を要する。それでも近世に三久須村に五十石の社領を佐毘売山神社が有したことは明らかである⁸。

近世の佐毘売山神社での信仰に関して特筆されるべきは、毎年正月十一日に執行された「山入り」と称した祈願祭である。この祭礼には代官・銀山役人が参拝するのが恒例で、その直会で銀山大盛を願う山歌「さんや」が歌われたことが知られている⁹。

江戸時代の佐毘売山神社の神主家には、橋本家以外に本城家と天野家が確認できる。銀山奉行杉田九郎兵衛の在任期間中（寛永十五年～同十八年（一六三八～四一））のものと推定できる書状の宛名が天野中務・いち伊予（橋本家の人物と推定）・本城采女となっているので¹⁰、

遅くとも一六三〇年代には橋本・本城・天野の三神主家体制が完成したと思われる。この体制は明治維新まで続いたが、近代には佐毘売山神社神主は本城家が継ぎ、橋本家は同神社から離れている。なお、現在は本城家も神主の地位を継いでいない。

二 橋本家の歴代当主

橋本家文書旧蔵者宅にある橋本家の家譜によると、初代から近世に活動した歴代当主は次のとおりである。

初代	山下但馬	永正八年没
二代	山下助太夫	天文二十年没
三代	山下助次(十)郎	慶長七年没
四代	佐野対馬	出雲国多久郷天神からの養子
五代	橋本勘太夫	養子で実父は安芸国広島侍
六代	刑部	延宝七年没
七代	伊予重政	貞享四年没
八代	筑後重宣	元禄十二年没
九代	主膳永重	寛延三年没
十代	伊予寧重	宝暦三年没
十一代	伊予貞重	文化二年没
十二代	右京重行	天保八年没
十三代	治部保重(重守)	明治十四年没

戦国期から近世初頭までは、山下及び佐野を名字とする人物が継ぎ、五代目の橋本勘太夫から橋本姓の人物が継いだとする。明治維新後は、先述したとおり橋本家は佐毘売山神社の神主家ではなくなるが、石清水八幡宮(大田市大代町大家)の神主を橋本家出身の長尾和人が務めており、近代でも神社界との関わりは続いた。

三 橋本家文書の概要

(1) 佐毘売山神社に関連する古文書群

まずは、佐毘売山神社に関連する古文書の全体像を述べておく。先述したとおり、現在、石見銀山資料館に寄託中の佐毘売山神社文書は、戦国時代から大正期までの約七十点から成り、中世の毛利氏関係の原文書や十九世紀初めの造営関連史料が比較的まとまって残っている。

橋本家以外の旧神主家の家伝文書としては、天野家の古文書の一部が、近世に銀吹師を営み銀山町役人を務めた小割家に伝わっている¹²。また、本城家の古文書の存在も最近になって判明した¹³。

(2) 橋本家文書

古い史料としては中世史料の写しはあるものの(30号¹⁴・37号)ともに佐毘売山神社文書の写しである。原文書で最も古いのは、慶長七年(一六〇二)九月十日付けで某が「おはないち」に宛てた売券(28号・本報告書第2部3号)であり、これに関連する史料が二点存在する(42号・同前4号、49号・同前5号)。これらは初代石見銀山奉行の大久保長安に関連するものであり、項を改めて解説する。

点数として多いのは、歴代当主への神道裁許状であり、重宣以降は家譜に登場する歴代全員の名前が確認できる。最古の神道裁許状は慶長十二年(一六〇七)の佐野対馬宛のものだが(1号)、同人は出雲国楯縫郡多久郷久木村天神(現沖洲天満宮・出雲市斐川町)の祠官とある。家譜は佐野対馬が養子に入ったと記しており、養子に入る前に授かったものとも考えられるが、養子の事実を裏付ける同時代史料はない。

橋本家の祖先に宛てたと思われる神道裁許状の初見は、寛永十八年(一六四一)に「市伊予守久重」に宛てたものだが(2号)、この人物は橋本家の家譜には見えない。また同一年月日付けで大森大明神(城上山神社)の祠官である佐野重家に出された神道裁許状も伝わっているが(3号)、この人物についても不明である。ただ、両者とも橋本家の通字「重」を使用しており、家譜が記すとおり佐野家と橋本家が血縁でつな

がるのかもしれない。また、先述したとおり一六三〇年代の史料に「市伊予守久重」と受領名を同じくする「いち伊予」が確認できる。さらに慶長七年（一六〇二）の佐毘売山神社棟札写（本報告書第2部6号）には「橋本宮内」の名前が確認でき、事実とすれば橋本家と佐毘売山神社とのつながりは、十六世紀に遡る可能性が高い。ただし、当該棟札には「大久保石見守」とあり、大久保長安が石見守を名乗った初見事例よりも約一年早く¹⁵、検討が必要である。橋本家の石見銀山での活動初見は、さしあたり一六三〇年代としておこう。

ところで、史料上の「市」「いち」という表記から明らかだが、十七世紀に橋本家は佐毘売山神社の神子^{みこ}を務めており¹⁶、それは幕末まで続いた¹⁷。西田かほる氏の説¹⁸によると、中世までは神子が担っていた神楽を、近世には神主が担うようになったことが要因の一つとなり、神社に所属する神子の数が減少するという。橋本家の事例からは、神主によって神子が神社から追われるのではなく、神子が神主に転じる動きもあつたことを示している。

また、『銀山記 全』（63号）にも注目したい。本史料はいわゆる「銀山旧記」と総称される石見銀山の由緒を綴った近世の編纂物の一種である。底本は元禄十五年（一七〇二）に成立したようだが、筆写が重ねられ、本史料の直接の参照元は馬路（大田市仁摩町馬路）の松浦家所蔵本と奥書にある。筆写時期は記載内容から判断して寛政二年（一七九〇）以降である¹⁹。内容は『石州銀山紀聞』（国立国会図書館所蔵）所収の「石見国銀山由来略」に類似しており、同系統の銀山旧記は温泉津の個人宅にも伝来している²⁰。

本史料の複数箇所には「長尾」の朱印を捺した解説文を記載した付箋が貼り付けられているので、橋本家の出身で明治期に大家の石清水八幡宮の神主を務めた長尾和人の旧蔵書であったと判明する。本史料以外にも、都治・波積・河上三か村の中世の歴史を綴った『三郷根本記』（66号）が長尾和人の旧蔵書であることが表紙の記述等から明らかだ

が、これは都治本郷の戸長であった打萩四一の蔵書を筆写したものである。これらの写本を長尾和人が馬路松浦家や都治本郷の打萩家を訪ねて作ったのか、父か祖父から譲り受けたかは不明だが、石見銀山周辺の神職、庄屋などの知識人層の間で石見銀山の歴史が繰り返し参照されていたことがわかる。

『銀山記 全』の本文は既知の内容であり目新しさはないが、長尾和人が付箋に記した注釈に注目すべきものがあるので紹介したい。石見銀山を神屋寿禎等が発見する場面に貼られた付箋で、「お紅孫右衛門を妻山神ト称し神霊を祭る古文書ハ旧神職橋本重雄所持ス（長尾印）」とある。崇りを鎮めるために非業の死を遂げたおべに孫右衛門を神として祀ったことは銀山旧記の諸本にあるが、「妻の山神」として祀ったとの記述は、銀山旧記のうちでも一番古く成立した部類に属する『おべに孫右衛門縁起』（文禄五年（一五九六）・島根県立図書館所蔵）に確認できる。『おべに孫右衛門縁起』と同系統の銀山旧記は、山師高橋家にも伝わっているが²¹、この長尾和人の付箋によれば、橋本家にも同系統の銀山旧記が伝わっていた可能性はある²²。残念ながら「お紅孫右衛門を妻山神ト称し神霊を祭る古文書」に該当する史料を橋本家文書の中から確認できないが、どこかに古い形態の銀山旧記が調査されないまま眠っている可能性がある。

四 大久保長安と「おはな」

ここでは、橋本家文書のうち慶長七年（一六〇二）に出された大久保長安に関連する三点の史料を中心に述べたい。

(1) いち職売渡証文（本報告書第2部3号）

料紙の下部の損傷が著しいが、「おはな」と呼ばれる女性（本史料は「おはな」と記載）が銀子二枚で「山神いち（職）」を購入した際に、売主が「おはな」に宛てて出した証文と推定できる。「いち」とは先述したとおり神子を指すと思われる、佐毘売山神社の神子の役目とそれに付

随する權益が売買対象になっているのであろう。なお、売主は欠損しており確認できないが、「いちおさい」と名乗る神子と推定できる（(2)で後述）。

(2) 吉岡隼人他二名連署書状写（本報告書第2部4号）

年号の記載は無いが、「おはな」によるいち職購入の経緯が記されているので、慶長七年、すなわち（1）の売券の翌日付けの史料の写しと考えてよい。

三人の差出人だが、吉隼人正吉は吉岡隼人（吉岡出雲とも）を指す。彼は毛利氏時代から石見銀山の現地責任者として活動した人物で²³、関ヶ原合戦後は大久保長安に重用され、石見銀山だけでなく佐渡金銀山でも活躍した²⁴。今井宗玄も吉岡隼人と同様に、関ヶ原合戦前後を通じて石見銀山の現地責任者の一人として活動し²⁵、慶長十年（一六〇五）に死亡している²⁶。岡田宗喜は慶長五年（一六〇〇）に、京見世役年中分として銀百六十（枚）を寺井吉右衛門とともに、銀山接収に訪れた大久保長安・彦坂刑部に請け負った人物である²⁷。このように、差出人はいずれも大久保長安の石見銀山支配を支えた現地有力者である。

宛所の八四郎右衛門は特定できなかったが、「おはな」宛ての売券を吉岡隼人から託されているから、「おはな」の関係者であろう。

本史料による「いち職」買の経緯は次のとおりである。まず、「おはな」は「いち職」を購入しようとして吉岡隼人を介して「彼いち男」である山下助十郎（後段に登場する「いちおさい」の夫か息子）に銀三枚を渡そうとした。しかし山下側が恐縮して売却額は銀二枚に減額された（「いち職」を売却した後も居屋敷への居住が認められる点を特に感謝している）。こうして金額がまとまり、山下側から毛利氏時代の証文三通（現存せず）と「いちおさい」が作成した売券、そして山下助十郎が受け取りを固辞した銀一枚が吉岡隼人を介して八四右衛門に渡された。さらに「おはな」の望みどおり証文を発行すると（大久保長安から）言

われているとも申し添えている。

「おさい」に代わって「いち職」の売却に関与している山下助十郎の詳細は不明だが、毛利氏の証文を所持しているので、戦国期の佐毘売山神社で神子を務めた家の人物であろう²⁸。家譜によると橋本家とは養子を介して繋がるが、家譜の内容は橋本家の歴代というよりは、佐毘売山神社の歴代の神子と考えるべきかもしれない。

(3) 大久保長安書状（本報告書第2部5号）

今回の調査で新たに発見された大久保長安の史料である。（2）で触れた「おはな」の望みに任せて発行するという証文であろう。慶長七年十月十三日には大久保長安は石見銀山に滞在しているので²⁹、本史料は大久保長安が石見銀山において発出したと考えられる。

「おはな」と「いち職」を有していた山下の間を仲介したのが吉岡隼人と岡田宗喜であること、「いち職」を銀二枚で購入したこと、売主から「おはな」に毛利氏の証文三通が渡ったことは、（1）（2）の内容と符合する。

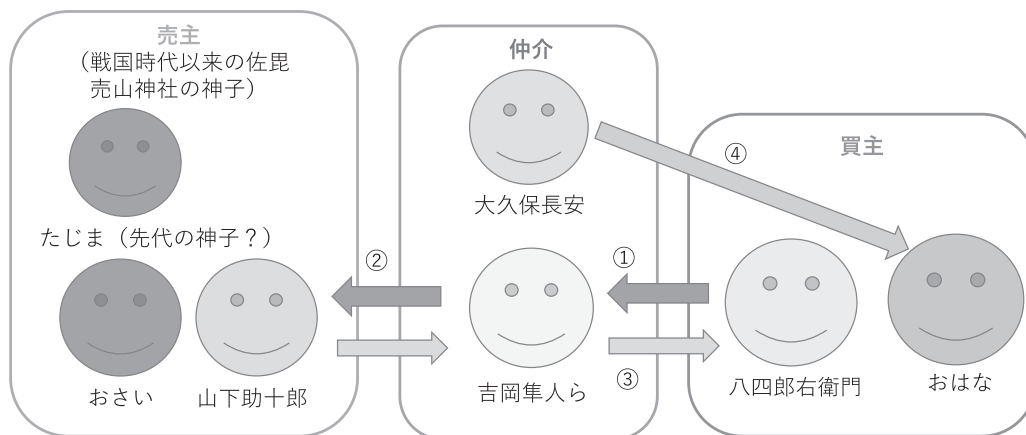
そして「たじまいち代」同様に年貢を納めるよう命じた上で、もしこの売買契約が乱されることがあれば自分に報告するよう長安は「おはな」に伝えている。「たじまいち」の詳細は不明だが、文脈から判断して、「いち職」の売り主である山下側の人物（「おさい」の先代の神子）であろうか。

以上の三通から導かれる「いち職」の売買の経過は次頁の図のとおりである。

(4) 「おはな」とは誰か

大久保長安とその配下の石見銀山の現地責任者から手厚く保護された「おはな」とは何者であろうか。実は石見銀山及び佐渡金銀山関係の複数の史料に登場する人物であることが、仲野義文氏等によって明らかに

図 慶長7年の佐毘売山神社「いち職」売買の模式図



- ①銀子3枚を「おはな」側が仲介の吉岡隼人らに託す
- ②吉岡隼人から山下助十郎に銀子が渡される
- ③「いち職」売却の証拠書類一式（毛利氏発行の証文、「おさい」発行の売券／28号）が吉岡隼人経由で「おはな」側に渡される。あわせて、山下助十郎が固辞して受け取らなかった銀子1枚が返却される（42号）
- ④この売買を保証する証文が大久保長安から「おはな」に発行される＝新発見の大久保長安書状（49号）

されている³⁰。以下、先行研究の成果に依りつつ彼女について述べたい。

まず、石見銀山関係だが、吉岡隼人とともに大久保長安に重用された宗岡佐渡³¹に大久保長安が宛てた書状に、宗岡佐渡の関係女性（おこま）の安否を「おはな」が気にかけているとある（本報告書第2部参考1）。また、大久保長安の伊豆行きに「おはな」が同行していることがわかる史料もある（本報告書第2部参考2）。

そして、後世の史料だが、大久保長安の墓所がある石見銀山の大安寺（現在は廃寺）の住職は、「おはな」は大久保長安の「御

内方」、すなわち妻だと記している（本報告書第2部11号）。長尾和人も「おはな」が大久保長安の妻だと記した付箋を『銀山記』に貼っているが、彼は加えて「おはな」は橋本家祖先の（山下カ）助次郎の娘としている（本報告書第2部参考7）。（2）で示した解釈に従えば、山下助次郎と「おはな」が親子関係にあったとは考え難く、橋本家側の付会と思われるが³²、「おはな」は大久保長安の妻だとする見解は、銀山日記などの歴史書を相互に筆写することを通じて、石見銀山周辺の知識人たちに共有されていたのだろう。

一方の佐渡金銀山関係では、佐渡の山師惣徳の娘「おはな」が大久保長安に仕え、惣徳が長安から与えられた間歩には、彼女にちなみ「おはな間歩」と名付けられたとあるほか（本報告書第2部参考4）、「おはな」が間歩を経営していたという伝承もある（本報告書第2部参考3・参考5）。また、「おはな」は小舞を得意とし、多くの女性を抱えていたともいう（本報告書第2部参考6）。佐渡金銀山側の史料はいずれも後世の編纂資料だが、田中宗（惣）徳³³の娘が大久保長安の妻となり、その名前にちなんだ間歩があった点でおおむね共通している。

以上のとおり、石見銀山と佐渡金銀山で伝承された「おはな」の出自は相違するが、「おはな」が諸国を移動する大久保長安の側室として仕え³⁴、長安の腹心とも親しい関係にあったことは間違いない。大久保長安は、管轄する諸国の鉾山に出張する際には「上郎女房七八十人」を召し連れ、「路次中の行儀夥事也」と『当代記』³⁵にあるが、彼女もそうした一人であったのだろう³⁶。

（5）「いち職」購入の目的

ここでは「おはな」が「いち職」を求めた背景を考察したい。彼女の宗教的熱意が動機とも考えられるが、大田市大森に鎮座する城上神社の「いち職」も「おはな」が保有していたことを示す史料がある。この事実は「おはな」が石見銀山周辺で「いち職」を集積していたことを示し

ており、佐毘売山神社に対する宗教的熱意以外の動機で動いていたことをうかがわせる。

その問題の史料が、慶長八年（一六〇三）に大久保長安が因幡守・後藤・花市（おはな）に宛てた城上神社定書（本報告書第2部10号）である。城上神社（大森大明神）の鍵を三人が十日交代で管理し、期間中の維持管理（神前灯明の毎夜点灯、毎日の社頭の掃除）を分担するよう命じている。その一方で、毎日及び「九月三九日」の神楽銭、初尾銭の収入は三等分とし、「訶梨帝母之社頭并はつほ銭」（鬼子母神堂に寄進された初尾銭）はすべて「花市」（おはな）の収入とするなどと、神社に寄進された神楽銭などの配分も定めている。

城上神社の事例を佐毘売山神社に敷衍すれば、「いち職」を得ることで神社の維持管理の義務が生じる一方で、神社に寄進された神楽銭・初尾銭の収入を保障されることになる。また、(2)で山下助次郎が屋敷の居住を許されたことを感謝しているので、神子屋敷の権益も付随していたと思われる。

当時の石見銀山は最盛期であり、神社にも相当の収入があったと推測できるので、経済的な思惑も動機として考慮すべきだろう。後世の編纂史料ではあるが、「おはな」が佐渡で間歩を経営していたとも伝わっており（本報告書第2部参考3・参考5・参考6）、大久保長安に帯同した先の各地の鉱山で、「おはな」は財産形成を図っていたのではないか。

(6)「おはな」の死去と墓所

「おはな」の没年については史料によって記述がまちまちで、大久保長安の佐渡代官在任中（慶長八年〜同十八年）とも（本報告書第2部参考3）、万治二年（一六五九）とも伝わっている（本報告書第2部参考5）。戒名も同様で、佐渡では「一誉寿宝」（本報告書第2部参考5）、石見銀山では「心華院林月春窓大姉」（本報告書第2部11号）となっている。

墓所は、佐渡と石見銀山のそれぞれの大安寺（大久保長安菩提寺）にあると伝わっている（本報告書第2部11号・参考5・参考7）。佐渡大安寺の墓所は実は大久保長安の墓ともあるが（本報告書第2部参考3）、現在これに相当する石造物は境内に確認できないという³⁷。石見銀山の大安寺跡でも「おはな」墓所と特定できる石造物は確認できないが、慶長十五年（一六一〇）の年号と女性の戒名「玉湮妙高禅尼」が刻まれた一石宝篋塔が残存している（本報告書第2部参考8）³⁸。文献資料に記された「おはな」の戒名と当該石造物に刻まれた戒名が異なるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだが、非常に興味深い。

おわりに

以上、橋本家文書を概観した。佐毘売山神社の神子職は、近世初頭に山下家から大久保長安の側室と思われる「おはな」に移動し、その後、詳細は不明だが「佐野対馬」を経て橋本家に至り、以後幕末まで同家が世襲したと考えられる。その過程で、神子を襲職するのは女性から男性に変化したことも窺える。佐毘売山神社の信仰の一翼を担った神子の歴史の経緯を追うことができる史料群として、橋本家文書は貴重である。また、一連の「おはな」関連史料は、虚実入り混じった大久保長安の実像に迫る上で、重要な基礎資料と言えるだろう。

【謝辞】「おはな」関連史料の搜索に当たっては、清水佳那子氏から多大なるご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

1 「佐毘賣山神社」とも表記されるが、本報告書では『世界遺産石見銀山遺跡とその文化的景観 公式記録誌』（島根県教育委員会、二〇〇七年）の表記に合わせた。

2 『石見銀山歴史文献調査報告書VI』（島根県教育委員会、二〇一

- 年)に目録が掲載されているほか、大田市教育委員会編『中世大田・石見銀山関係史料集』(大田市・大田市教育委員会、二〇一九年。以下『中世大田』と略記。)に中世文書が翻刻されている。
- 3 佐毘売山神社由緒書(佐毘売山神社文書六四号)。
 - 4 『中世大田』一〇六〇号。
 - 5 大内氏重臣の陶氏から銀山大工に任命されていた房宗が檀那となつて信養坊が創建され、これが後に神宮寺になったという(島根県教育委員会編・発行『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅷ 銀山古事覚書』二〇一二年)。
 - 6 『中世大田』四九三号(武明八幡宮文書)。
 - 7 大久保長安が「石見守」を名乗った初見は慶長八年七月二十五日(杣田善雄「大久保長安の居所と行動」同著『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年、二三八頁)。慶長八年五月に温泉津の恵琇寺に大久保長安は「十兵衛」名義で禁制(和泉清司編『江戸幕府代官頭文書集成』文献出版、一九九九年、九七二号)を出している。
 - 8 元文三年十月二十日山神宮御社領米畑銀請取帳写(佐毘売山神社文書三十八号)。
 - 9 高橋宣光「銀山夜話」(坂根兵部之輔・江面龍雄・高橋宣光『石見銀山』今井書店、一九六五年)。
 - 10 年末詳二月二十四日杉田九兵衛書状(佐毘売山神社文書二十号)。
 - 11 十三代保重の子息。明治八年(一八七五)から同四十四年(一九一)まで在職が確認できる(『大代町誌』大代小学校、発行年不明、大田市中央図書館架蔵)。
 - 12 平成十四年七月に石見銀山歴史文献調査団が現地調査しており、その目録による(石見銀山世界遺産センター保管)。
 - 13 令和五年度に本城家の縁戚に当たる方から大田市石見銀山課に本城家の古文書の存在が伝えられた。当該史料については後考を期したい。
 - 14 以下、特記しない限り橋本家文書は本報告書第1部の目録番号を付記する。
- 15 前掲註7参照。
 - 16 神子は、神社で神楽を舞うなどの神事に奉仕したり、人々の求めに応じて祈祷や祓、死者の霊を呼び出す口寄せ等を行う宗教者。現在は女性が就くことが一般的だが、近世には男性の神子も存在した。「巫女」「市子」等、様々な文字が当てられる(西田かほる「神子」高埜利彦編『民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年、五十二頁)。「市」「位智」と表記する事例は出雲国でも確認できるという(錦織稔之氏のご教示による)。
 - 17 慶応元年に三神主家が結んだ取り決めを簡条書きした史料に、連印の順序に関する条項があり、橋本家は「いち役」であることが、同家の署判位置の決め手となっている(突込印形書札之事・佐毘売山神社文書五〇・一号)。
 - 18 前掲西田かほる「神子」六十～六十一頁。
 - 19 巻末に歴代代官の名前を掲げるが、最後が天明七年から寛政二年まで在職した蓑笠之助になっている。
 - 20 鳥谷芳雄『石州銀山権輿并交代支配記』について『古代文化研究』二十二、二〇一五年。
 - 21 銀山旧記諸本の書誌学的考察は、島根県教育委員会編・発行『石見銀山史料解題 銀山旧記』(二〇〇三年)の解題(小林准士氏執筆)を参照。
 - 22 現在、島根県立図書館が所蔵する『おべに孫右衛門縁起』は、本城家の蔵書を明治維新後に浜田県が写したものであり、『新修島根県史史料編 近世3近世下』一九六五年、六十六～六十七頁)、同じ神社の神主であった橋本家が同系統の写本を所持していても不思議ではない。
 - 23 松岡美幸「一六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉾山社会」(島根県教育委員会編・発行『石見銀山関係論集』二〇〇二年)七十五～七十九頁。

- 24 吉岡家の由緒書によると慶長六年（一六〇二）に大久保長安に切米百俵で召し抱えられたという（村上直・田中圭一・江面龍雄編『江戸幕府石見銀山史料』（雄山閣、一九七八年、二十三頁）。
- 25 前掲松岡美幸「十六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉱山社会」七十五～七十九頁。
- 26 『中世大田』一二二七号（高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録）
- 27 慶長五年（一六〇〇）十一月十八日付け子歳石見国銀山諸役銀請納書写（吉岡家文書・『中世大田』一一三六号）。
- 28 「山下太郎左衛門」という人物が銀山に居住し天文八年に死去しているが（前掲「高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録」、山下助十郎との関係は不明である。また、助十郎ではなく、その妻か母親と推定される「おさい」に「いち」の称号が付いているので、佐毘売山神社の神子は、近世初頭までは女系で相続し、その後男系（橋本家）相続に変化したのかもしれない。
- 29 前掲柚田善雄「大久保長安の居所と行動」二二六頁。
- 30 仲野義文「宗岡家旧蔵文書について」石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ 近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、二〇〇六年、五十八頁。
- 31 宗岡佐渡については、仲野義文「近世初期における石見銀山役人宗岡氏の動向と活躍について」（島根県教育庁文化財課世界遺産室編『石見銀山の社会と経済』ハーベスト出版、二〇一七年）を参照。
- 32 前掲の橋本家の家譜には、助次（十）郎の妻が「華」とあり、錯綜している。
- 33 若狭国小浜の豪商で佐渡に進出した人物（田中圭一『佐渡金銀山の史的研究』刀水書房、一九八六年、四十一～四十二頁）。
- 34 『寛政重修諸家譜』に大久保長安の妻は大久保忠為の娘とあり（『大日本史料』第十二編之十一、三六四頁）、「おはな」は側室であったと考えられる。
- 35 『当代記 駿府記』（続群書類従完成会、一九九五年）一八九頁。
- 36 佐毘売山神社の神主の一人である内蔵大夫（名字不明）宛ての大久保長安書状（本報告書第2部8号）には、「おせん」は元氣なので心配しないようにとあり、「おはな」以外にも長安に帯同した石見銀山に縁のある女性がいたことがわかる。
- 37 村上直「大久保石見守長安の研究覚書」（同著『論集 代官頭大久保長安の研究』揺籃社、二〇一三年）四一五頁。
- 38 当該石造物は大安寺跡で確認された一五五点の石造物のうち最古のものであり、次いで古い石造物（宝暦十一年（一七六一）銘）との間に長期間の隔たりがある（島根県教育委員会・大田市教育委員会編『石見銀山遺跡石造物調査報告書3 石見銀山安養寺・大安寺跡・大龍寺跡・奉行代官墓所外』島根県教育委員会、二〇〇三年、十八～二十一頁）。なお、「寿位」とも刻まれているので逆修塔である。

令和6年（2024）3月発行
石見銀山歴史文献調査報告書19
佐毘売山神社元神主橋本家文書

編集・発行 島根県教育委員会（文化財課）
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
Phone 0852-22-5642
印刷 島根印刷株式会社
〒699-0555 島根県出雲市斐川町坂田1664-7
Phone 0853-63-3500

